

航空自衛隊厚生委員会及び厚生専門部会
に関する達

昭和42年6月20日 航空自衛隊達第22号
航空幕僚長 空将 牟田 弘國

航空自衛隊厚生委員会及び厚生専門部会に関する達を次のように定める。

航空自衛隊厚生委員会及び厚生専門部会に関する達

航空自衛隊厚生委員会及び厚生専門部会に関する達（昭和34年航空自衛隊達第16号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この達は、厚生活動として実施する文化活動、運動競技等について、その円滑な運営を期するための厚生委員会及び厚生専門部会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（厚生委員会の設置及び任務）

第2条 基地業務を担当する部隊等（以下「基地業務担当部隊等」という。）に厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、基地業務担当部隊等の長の諮問に応じて第5条に定める事項について審議し、隊員の意向を反映するよう答申を行うものとする。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、委員長及び厚生係官1名を含む5名以上15名以下の委員をもって組織し、これらの者は、基地所在部隊等の隊員をもってあてるものとする。

2 委員長及び委員は、基地業務担当部隊等の長の依頼に基づき部隊等の長が命ずるものとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、原則として各四半期1回開催するものとする。ただし、必要に応じ随時開催することができる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

（委員会の審議事項）

第5条 委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化活動、運動競技等の方針の策定及び運営に関すること。
- (2) 文化活動、運動競技等の実施に伴う厚生経費の運用に関すること。
- (3) 前各号のほか、厚生活動の基本的事項に関すること。

(厚生専門部会の設置及び任務)

第6条 基地業務担当部隊等に文化部会及び運動部会の2専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、第9条に定める業務を実施し、その結果を基地業務担当部隊等の長に報告するものとする。

(部会の組織)

第7条 部会は、それぞれ部会長及び厚生係官1名を含む5名以上15名以下の部会員をもって組織し、これらの者は、基地所在部隊等の隊員をもってあてるものとする。

- 2 部会長及び部会員は、基地業務担当部隊等の長の依頼に基づき、部隊等の長が命ずるものとする。

(部会の開催)

第8条 部会は、第4条に準じて開催するものとする。

(部会の業務)

第9条 部会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化活動、運動競技等に関するクラブ活動に関すること。
- (2) クラブ活動で使用する厚生物品の保管に関すること。
- (3) その他基地業務担当部隊等の長から指示を受けた事項に関すること。

(委員長等の任期)

第10条 委員長及び委員並びに部会長及び部会員の任期は、1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は、基地業務担当部隊等の長が定めるものとする。

附 則

この達は、昭和42年6月20日から施行する。